

無線システム普及支援事業 (デジタル混信対策事業)

地上放送のデジタル化の達成に必要な送受信環境の整備の推進を通じ、2011年のデジタル完全移行を確実なものとし、もって電波の有効かつ公平な利用を確保することを目的とする

1 施策の概要

他の電波からの混信のためにデジタル放送を良好に視聴できない場合に、これを解消することを目的として補完的な中継局を置局する者又は共聴施設を設置する者に対して、国がその整備費用の一部を補助。

2 イメージ図 (例)

